

議 長 日程第2「認定第2号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。国保被保険者は令和4年度末で2,258人となっております。さらに、国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。また、平成30年4月からは国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和4年度の決算でございますが、224ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額11億2,954万5,862円、2、歳出総額10億8,498万5,866円、3、歳入歳出差引額は4,455万9,996円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を2,000万円といたしました。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。226、227ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億3,726万9,000円、収入済額2億5,010万2,622円、不納欠損額は102万3,700円、収入未済額は2,987万8,798円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が95.74%、前年度比較1.78ポイントの減となっております。滞納繰越分が23.33%、前年度比較11.91ポイントの減、全体では89.0%、1.34ポイントの減となりました。

差押えにつきましては、20件、350万6,600円を実施いたしました。内訳としましては、給与が2件、生命保険が2件、預貯金が10件、不動産が1件、年金が2件、その他が3件となっております。

不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが47件、12名、生活保護などの理由により執行停止して3年経過したものが36件、6名、計83件、18名となっております。

なお、参考といたしまして、令和5年4月から7月末までの滞納繰越分の収納状況につきましては、175万5,350円を収納しております。今後も引き続き収

納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税の督促手数料でございます。

次の228、229ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制度改革により神奈川県から保険給付費に充てるものとして交付金を受けております。予算現額8億2,799万3,000円、収入済額7億6,127万9,508円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

款の5、繰入金につきましては、予算現額1億898万6,000円、収入済額1億582万7,526円、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金が充当されております。節の1から5までは法定繰出基準に基づき、一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分でございます。

節の1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1で、国と県の負担分を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分と合わせて繰り入れるものでございます。

節の2、職員給与費等繰入金は、職員3名分の給与費と事務費分でございます。

節の3、出産育児一時金は、歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れされるものでございます。

節の4、財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れをして国保会計に繰り入れるものでございます。

節の5、未就学児均等割保険料繰入金は、令和4年度から始まりました制度で、子育て世帯の支援のため、未就学児の均等割保険料のみを2分の1に減額するもので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となります。4年度

の実績は38件でございます。

項の2、基金繰入金、目の1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるために1,000万円を繰り入れたものでございます。

230、231ページを御覧ください。款の6、繰越金、令和3年度からの繰越金は965万2,081円でございます。

款の7、諸収入、収入済額254万3,125円。主なものは、項の1、延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。

項の3、雑入は、第三者行為による納付金1件と、次の232、233ページを御覧ください。目の6、過年度収入として保険給付費等交付金、普通交付金の令和3年度分の精算金でございます。

最下段、歳入合計の収入済額11億2,954万5,862円でございます。

次に、234、235ページをお開きください。歳出でございます。款の1、総務費、予算現額3,275万1,000円、支出済額2,660万902円、不用額615万98円の主なものは、職員給与費、徴税費の報酬などでございます。支出の主なものは、備考欄の01、職員給与費では、職員3名分の人件費、02、一般管理費では、被保険者証の発行に係る郵送料など一般的な事務費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員2名分の報酬と国民健康保険診療所事業特別会計繰出金でございます。この繰出金は、令和3年度に国保診療所に整備した電子カルテ一体型レセプトシステムに対して県から他の補助金と一括して国保会計に交付されたため、その補助金額を診療所特別会計へ繰り出すものでございます。

次の236、237ページを御覧ください。項の2、徴税費では、納税通知書等を発行するための通信費等でございます。

項の3、運営協議会費は、国保運営協議会委員6名分の報酬でございます。

款の2、保険給付費、予算現額7億9,498万7,000円、支出済額7億2,767万7,311円、不用額6,730万9,689円の主なものは、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費でございます。前年度比較約12.2%の減となっております。

被保険者数の減少や新型コロナの影響による受診控えがいまだにあると推測されております。コロナ前の平成30年度よりは低いものの、被保険者の高齢化が進んでいることや、医療技術の高度化により、依然として高額なところで推移しており、被保険者1人当たりの医療給付費は36万6,956円となっております。

次の238、239ページをお開きください。項の2、高額療養費は、支出済額8,904万1,788円、前年度比較約15.5%の減となっておりますが、医療給付費と同様に依然として高額で推移しております。

項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、6件分でございます。

項の5、葬祭諸費につきましては、次の240、241ページをお開きください。葬祭費として1件5万円で13件分でございます。

款の3、国民健康保険事業納付金は、平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額3億415万5,000円、支出済額3億415万2,992円。項の1、医療給付費分及び項の2、後期高齢者支援金等分は、一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の3、介護給付費分につきましては国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したものを、おのの神奈川県に決定された金額を納付しております。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の242、243ページを御覧ください。一般被保険者から退職被保険者等に移行するリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額1,700万4,000円、支出済額1,574万2,440円でございます。

項の1、保健事業費の目の1、保健普及費では、人間ドックの補助金、1件2万円で、受診者74名分の支払いと、管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。

目の2、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額600万5,000円、支出済額553万4,539円。平成30年度から本格化した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。平成30年度からデータヘルス計画に基づ

き、被保険者の健康維持・増進のための事業として、0101糖尿病性腎症重症化予防事業、0102地域包括ケアシステム推進事業、次の244、245ページをお開きください。0103特定健診未受診者対策事業、0104早期介入保健指導事業を実施いたしました。これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、委託料などを支出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する経費でございます。

款の6、基金積立金につきましては、支出済額3,200円、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借り入れました5,000万円を平成30年度から令和4年度までの5年間で毎年1,000万円を均等償還するもので、最後の1,000万円を神奈川県に償還し、完済いたしました。

246、247ページを御覧ください。款の8、諸支出金、支出済額80万9,000円。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で、保険税の還付金及び還付加算金を支出してございます。

款の9、予備費につきまして、次の248、249ページを御覧ください。充用等はございませんでした。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額10億8,498万5,866円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 11番 寺 嶋 245ページ、委託料です。0103の委託料、特定健診未受診者対策事業委託料ということなんです。これは65歳以上ですかね。それで、未受診の方、対象はどのくらいいて、それで受診につながった方というのがどのくらい成果を得られたのか。その辺についてお伺いいたします。
- 町 民 課 長 特定健診未受診者対策事業につきましては、40歳から74歳の国保被保険者に

対する健康診査の受診率を向上させるため、未受診者に対し過去の受診歴やKDBシステム内のデータを分析し、行動パターンごとに、その人に合った受診勧奨はがきを送付し、受診勧奨を行ったものですが、その結果、何人が受診に結びついたかというところまで、ちょっと申し訳ございません。

11番 寺 嶋 何人の方が実際、特定健診を受けたかって、成果としてはまだ、人数としては把握してないということでもよろしい。そうすると、40歳から74歳の方に健康診査を、診断をね、受けてくださいよという、その案内とかそういう促進、通知を出し、促進をさせたということの事業で、ということで捉えてよろしいんですか。（「はい。」の声あり）はい、分かりました。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 ページですね、227ページ、歳入の国民健康保険税の現年課税分ですね、収入未済が677万1,299円という金額です。なかなかですね、ここでコロナ禍、その後はですね、様々な物価高騰ですね、大分生活が苦しいというふうな状況の中で、この収入未済のですね、677万1,000円ですね、収入未済になっているのが滞納によるものか、やっぱり生活が苦しいというふうな事情によるものがどのくらいあるのか。またはこの収入未済になっている理由等、分かればですね、教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 収入未済の件数としましては、1,230件、154名の方となっております。被保険者の多くの方が会社を辞めて入られた方と高齢者という方なので、今手元に現金がないと言われる方が多くてですね、実際の生活が苦しいのかなと推測しております。

6番 井 上 今ですね、154名ですか…145名。（「154。」の声あり）154名ですよ。の方がですね、現年課税の収入未済となっているという方だというふうな説明がありました。それで、現金が手元にないということであって、やはりそれ、今までの社会保険から国民健康保険へと移動、社会保険が変わった方が対象となりますけれども、そういった方の中で、なかなか現金収入が少ないということであるとですね、結構事情的にはですね、ここでやはり大分生活費等が、ガソリン代等が高騰しているだけではなく、やはりそれがですね、生活費にも影響

しているという部分というのは十分推察されるわけですので、これらの方に対するですね、収入未済となっている方に対する納税、納付のお願いというのは、どのような形で行われているのか、分かればお願いをしたいと思います。

町 民 課 長 連絡のとれた方については、聞き取りをさせていただいて、分納計画というのを立てさせていただいて、1期幾らというのは払えなくても、少しずつ納めていただくような形で収納しております。

6 番 井 上 大分金額的にはですね、677万ということで、154名で割ると平均的にも結構な金額になろうかというふうにも思いますが、そういった計画を立ててですね、少しずつでも納付をお願いをするという方向でですね、かつ、やはり非課税者等ですね、生活困窮者に対してですね、適切な徴収方法で今後ともですね、対応をさせていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 国民健康保険等診療所事業の財政調整基金について、定例会初日の22日、代表監査委員から監査報告の際に質問させていただきました。この内容に一部訂正がありますので、よろしく申し上げます。国保等診療所基金が統合されたときに、8億という発言を私しましたが、先日担当に確認しました結果、平成19年2月に統合したときの金額は、基金の額は8,918万円でした。1桁間違えておりました。訂正させていただきます。これが前段で、質問に入らせていただきます。

国保会計は平成30年に広域化されたと同っております。経営が厳しく、基金を取り崩して、3,525万円に…あ、すみません。広域化は30年にされたんですけども、その前です。広域化の前に、平成18年以降、基金が統合された後、非常に国保会計の経営が厳しくて、基金を取り崩して、一番どん底で3,525万円になっています。18年に基金統合後、10年で5,393万円、約60%減少しています。これを境に、その後、30年に広域化された頃から、決算での基本額は令和4年度現在、今回、3億8,530万円に増大してきました。どん底であった3,525万円の基金が今現在10倍ほどになっています。まず初めに、この要因について、担当課長にお伺いします。どのようにしてこうやって厳しい国保会計の基金が増え

たのかということをお答えください。

町 民 課 長 平成30年に国保改正が行われて、都道府県が財政の責任主体となったときですね、県へ納める国民健康保険事業納付金というのがございました。それに関してですね、急に納付額が大きくなる市町村につきましては、激変緩和措置というのが設けられたことによって、納付金が減額されているところです。現在、例えばですね、激変緩和につきましては松田町としては平成30年度のときに4,208万6,506円という金額が減額されております。そこから段階的に引き下げられて、最終が令和13年度の300万6,178円までの14年間で、合計3億1,564万8,795円の予定となっております。この減額されている分が、幸いにしてうちのほうでは余裕ができたことで、積み立てができたと考えております。

5 番 田 代 保険料アップに伴う激変緩和策、これで剰余金がある程度できたと、このように理解させていただきます。

今回224ページですか、実質収支の額、4,455万円、これが黒字になってます。この要因については、一般会計の繰入金9,898万と基金繰り入れ1,000万、約1億円、これが一つの要因というふうに私も考えております。

そのような背景の中で、町長にお伺いします。保険料の激変緩和、これは令和13年までだということ、今がちょうどピークで、だんだん減っていくのかなと。そうすると、やはり国保会計もだんだん厳しくなっていくのかなと。前者が収納未済額、滞納について…滞納ですね、伺って、やはり物価高騰だとか、そういうことで生活弱者が払えないということで、それを収納するというのは町税の、町民税と比べて国保のほうは非常に厳しいのかなという感じがします。そこで、今回の財政調整基金、決算で14億9,573万円、これはあるほどいいんですけども、松田のレベル、また上郡のレベルでも、かなり町側が頑張って調整基金を積んでいただいたなというふうに感じています。これ以降の国保会計なんですけれども、今、ある程度、少しはゆとりあると思います。そのような中で、これから国保会計が年を追うごとに厳しくなっていく。そういう中で、少しでも、今であれば基金繰入金を少しでも増やしていただけたらありがたいなと。それで将来厳しくなったときに、この基金があれば、少しは持ちこたえ

るんじゃないかと、そのように思います。

それと、あと、監査委員が指摘した国保診療所会計、これについてもプラス・マイナス・ゼロは無理ですけれども、少しでも外来を増やして、赤字幅を縮小するような努力をしていただけたらなということで、要は私の質問内容は、今、少し余裕があるので、財政調整基金、これについて令和6年度の予算のときに、少しでも国保会計の基金に繰り入れるような努力をしていただきたいと、ありがたいと思います。それに対して町長のお考えを伺います。

町長 まず、予算の性質上というか、その辺のことから多分議論しなきゃいけないんじゃないかなと思って今お伺いをしていました。国保に関しては、特別会計といいましようかね、その性質上もあって、やはり受益者負担というふうな原則があるかというのは、もう皆さん承知のとおりだと思います。今までは一般会計のほうで、国保じゃない人たちも含めた全体の方で努力して重ねてきた財政調整基金でもありますし、この財政調整基金も、目的をしっかりとやっぱり明確にしながら今までためてきているというふうに思っています。ただ、監査のほうからの御指摘も頂いていますし、今のような話もありますので、今、私が答えられるのは、直接そのお金を国保のほうの財調にためるということは、正直言えない。言えないと思っていますので、逆に国保の方だけでなく、対象者になっている、困っている方々に手厚く、生活支援だとか、そういうことをやりつつ、その方々が税は税としてちゃんと払ってもらえるような社会構造をつくっていくのが私たちの仕事かなと思っておりますので、お気持ちは十分に承知していますけれども、できることとできないことがあるので、それでしっかり対応していきたいというふうに考えます。以上です。

5 番 田 代 先ほどの国民健康保険会計、これが非常に厳しいときに、診療所がある程度優秀な先生がすごい稼いでくれたので、そのためたお金を合算して、8,900万円ほどになったと。そのときに、平成19年の2月に統合しているんですけども、その議論したときの私、記憶があります。そのときの議員さんは、やはり松田町のために一生懸命働いてきた人が、社会保険が終わって、国保のほうに入っている高齢者が多いと。そういった方を少しでも助けるために、これ、極論な

んですけれども、ある議員さんは、JRのあの土地、駐車場、今使っている。それを売ってしのいでもいいのではないかと、そういう意見を発言されたことを私、はっきり覚えています。ただ、私、そのとき職員で、当時税務課長だったと思うんですけれども、財産を売って充てるのはどうなのかなということで、それはあくまでも極論の意見として私は捉えさせていただきました。

今、確かに町長がお話があったように、納めるものは納めると、それは当然です。ただ、しかしながら、だんだんやはり少子高齢化の影響で、これから厳しくなるということで、令和6年の予算を編成するときは、まだ体力、松田、あると思いますので、そのときは私のこういった意見も参考にしながら、予算を組んでいただけたらありがたいということで、これは私の最後の要望です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。